

第 1 章 島根県住生活基本計画策定の目的

第1章 島根県住生活基本計画策定の目的

1 策定の目的

島根県住生活基本計画は、住生活基本法に基づき策定される計画で、島根県が抱える人口減少などの諸問題の解決に向け、今後の住宅政策を総合的に推進するため、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な事項を定めるものです。

(これまでの経緯)

住生活基本法（平成18年法律第61号）は、平成18年6月に本格的な少子高齢社会、人口・世帯数減少社会の到来を目前に控え、国民の豊かな住生活を実現するため、制定されました。

この法律では、これまでの「量」の確保を中心とした住宅施策から、国民の住生活の「質」の向上を目指す施策への本格的な転換を図る方向性が示されました。これを受け、平成18年9月に同法の基本理念や基本的施策を具体化し、それを推進していくための基本的な計画である住生活基本計画（全国計画）が策定されました。

その後、経済構造の変革や地方分権の進展、国・地方を通じた財政事情の悪化など住宅を取り巻く環境が大きく変貌し、住宅施策についても、少子高齢化、人口減少、空き家対策、良質な循環型市場の促進などに対応した住生活の実現に向けて、平成23年3月（第1回目）と平成28年3月（第2回目）に見直しが行われました。

本県においても、住生活基本法に基づき、平成19年3月に『島根県住生活基本計画（第3次島根県住宅マスタープラン）』（計画期間：平成19年度～平成27年度）を策定し、この計画に基づいて、人口減少や本格的な高齢社会等の本県の特性を踏まえた、市場重視、良質な住宅ストックの形成に向けた住宅施策を進めてきました。

また、平成23年3月の基本計画（全国計画）の見直しを契機として、平成24年3月に『第2次島根県住生活基本計画（第4次島根県住宅マスタープラン）』（計画期間：平成23年度～32年度）を策定し、主要テーマとして「安全・安心で豊かな住生活を支える住まい・居住環境づくり」、「多様な住まい方が実現できる、住宅生産・流通の環境づくり」、「効果的な住宅セーフティネットづくり」を掲げ、地域の実情に応じた各種施策の実施に取り組んできました。

第2次島根県住生活基本計画の策定から5年が経過する中で、定住対策については一定の効果が見受けられるものの、人口の減少と少子高齢化は一層進行しており、中山間地域においては、地域運営の担い手不足の深刻化、地域コミュニティの維持や買い物など日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難となる集落が増えています。このため、就業や子育て環境の整備により、人口減少に対応しながら魅力ある地域づくりを行うことが求められています。

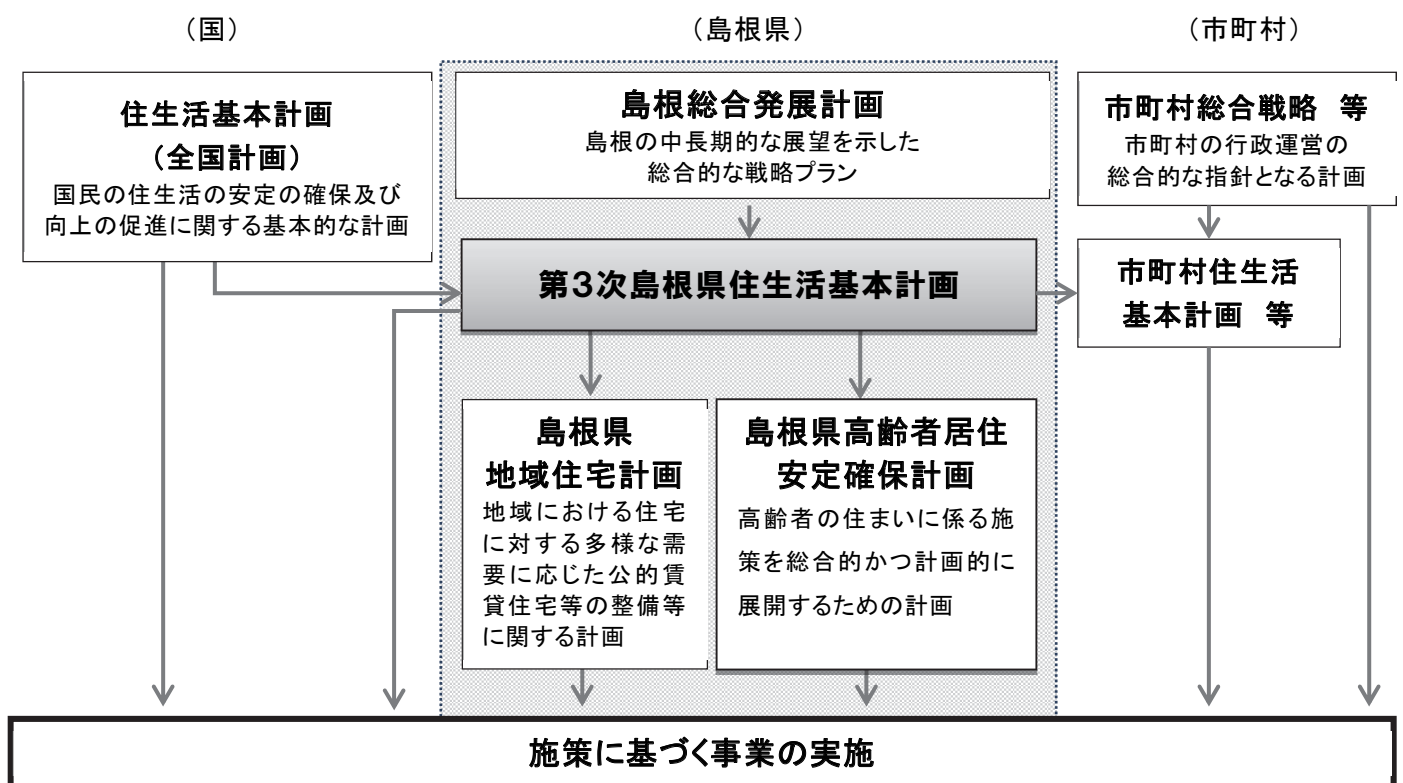
加えて、県民の住宅事情は、住宅の質や居住環境などの面で様々な課題を抱えており、引き続き住宅・居住環境の質の向上を図る必要があるほか、安全で安心な住宅の確保、子育てしやすい住宅・居住環境の整備、移住・定住の促進、空き家対策の推進、防災対策の推進など、本県の課題や時代の要請に対応した住宅施策の展開が必要となっています。

2 島根県住生活基本計画の役割と位置づけ

本計画の役割は次のとおりであり、その位置づけは下図に示すとおりです。

- 本計画は、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 17 条第 1 項の規定により、島根県の区域内における住民の住生活の安定及び向上の促進に関する基本的な計画です。
- 本計画は、島根総合発展計画が目指す『「住みやすく 活力ある 地方の先進県 しまね」を目指して』の実現に向けた住宅施策の基本指針です。
- 本計画は、地域の特性に応じたきめ細やかな住宅施策を実施するために、市町村における住宅施策の基本指針とするものです。
- 本計画は、今後推進すべき県の住宅施策の方向やあり方を明らかにするものであり、本計画を通して県民が住宅施策への理解を深め、それぞれの役割に応じて積極的にその推進に参画することを期待するものです。

図 第3次島根県住生活基本計画の位置づけ



3 計画の期間

平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

なお、本計画に基づく施策については、定期的に評価・分析を行い、その後の施策展開に反映するとともに、社会経済情勢の変化等に対応させるため、概ね 5 年が経過した時点で見直すものとしてします。